

## 「意見の概要」

### I 酪農・乳業関係

- 限度数量が21年度に比べて10万トンの削減となったが、乳用牛の頭数を減らして減産すると、将来、需要が増加しても生乳を供給できない。過去のよ  
うに、減産のため頭数を減らすことは適当でない。
- チーズ、生クリーム向け生乳の需要創出対策を緊急的に措置することにより、  
現行の生産者の手取りが下がらないようにすべき。
- 生産者が取り組む牛乳乳製品の消費拡大活動や酪農体験活動に対する政策的  
な支援を行うべき。

### II 食肉関係

- マルキン等の経営安定対策は重要であり、きめ細かい支援をお願いする。担  
い手の確保、生産基盤の強化等が必要。
- 肉用子牛対策については、繁殖農家の物財費と家族労働費の相当部分が確保  
される対策が措置されることが必要。
- 肥育牛対策については、農家負担に配慮し、国の支援水準が維持される必要。
- 養豚対策について、肉豚の生産コストが確保され、生産者と国の拋出が  
1：1となり、また、地域独自の取組ができるようにすべき。
- 種豚の改良や更新等の家畜改良対策に力を入れるべき。
- 食肉卸売市場における適正な価格形成のため、集荷支援対策などが必要。
- 食肉の販売が不振な中、需要拡大を国もしっかり図って欲しい。

### III 共通

- 畜産・酪農所得補償制度の導入に当たっては、円滑に移行するためにきめ細

かい関連対策を行う必要。

- 飼料用米、耕作放棄地対策、エコフィールド等国内飼料資源の利活用の取組を強力に推し進めるべき。
- 草地基盤整備についてはしっかり予算を確保して進めるべき。